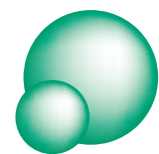


民生委員・児童委員は

地域の身近な相談相手です



生活に困ったり、支援を求めたいとき「どこに」「誰に」相談したらよいのか分からないということはありませんか。民生委員・児童委員は、そんなときに頼りになる身近な相談相手です。

にかほ市では、86人の民生委員・児童委員（うち主任児童委員6人）が厚生労働大臣から委嘱を受け、無報酬で活動しています。任期は3年で、現在の委員の任期は平成25年11月30日までとなっています。

あなたの地域には必ず担当の民生委員・児童委員がいます

児童福祉法により、民生委員は児童委員を兼ねています。主任児童委員を除く80人の委員には一人ひとりに担当する地域が定められており、市内全域を分担して活動しています。

各委員は担当する地域で、福祉に関する幅広い相談を受け付けています。相談内容に応じて関係機関を紹介したり、情報提供を行っています。

昨年度、にかほ市の民生委員・児童委員が行った相談・支援は、延べ2,147件で、委員一人

あたりの年間活動日数は、延べ120日となっています。相談・支援内容を分野別にみると、高齢者に関することが全体の7割以上を占めています。

秘密は守られます 安心してご相談ください

民生委員・児童委員には、法律により、秘密を守る義務が課せられています。相談内容が他に漏れることはありませんので、安心してご相談ください。

こんなときはご相談ください

- 高齢者の一人暮らしで生活に不安がある
- 福祉サービスの制度や窓口が分からない
- 病気やけがで生活に困っている
- 身体に障害があるので災害時の避難が不安
- 育児や子どものしつけで悩んでいる
- 近所で児童虐待・高齢者虐待が疑われる世帯がある
- 近所の高齢者宅に郵便や新聞がたまっている不安が心配

5月13日は 民生委員・児童委員の日

高齢者世帯などの 声かけ・見回り活動を展開

去る4月3日、「爆弾低気圧」の接近に備えて市が発信した避難準備情報を受けて、各地区の民生委員・児童委員は、いち早く担当区域の高齢者世帯などを巡回し、避難所設置に関する情報提供を行うなど、声かけ活動を実施しました。

また、低気圧の通過後も、地域の見回り活動を行い、特に家

屋の損壊や停電などで不安な生活を送っていた高齢者等の心の支えとなりました。

ボランティアとしての活動を ご理解ください

このように、民生委員・児童委員は、災害時にも高齢者世帯等の支えとなり、地域と行政のパイプ役を担います。

しかし、災害等はいっつきるか予測できないことが多く、仕

事を持ちながら活動している委員も多いため、災害時に地域に不在だったり、災害の状況によつては、委員自身や家族の安全確保を優先せざるを得ないこともあります。

このようなことから地域内の見回りや声かけができなかったり、活動が遅れたりすることもありますのでご理解ください。

民生委員・児童委員信条

- 一、わたくしたちは隣人愛をもって社会福祉の増進に努めます
- 一、わたくしたちは常に地域社会の実情を把握することに努めます
- 一、わたくしたちは誠意を持ってあらゆる生活上の相談に応じ自立の援助に努めます
- 一、わたくしたちはすべての人々と協力し明朗で健全な地域社会づくりに努めます
- 一、わたくしたちは常に公正を旨とし人格と識見の向上に努めます

民生委員の活動を始めて8年目になりました。地域の皆さんには顔を知っていただいたようです。

私たちは、地域の方々から生活について様々なことを相談されたとき、それぞれの関係機関につなぐ役目があります。地区の行事や、保育園・小学校の行事にもできるだけ参加し、地域とのつながりを大切にしています。



『民生委員として思うこと』 金子末子さん（立石1区）

また、民生委員として、市のボランティア団体連絡協議会の活動にも参加しています。協議会には、市内の50以上のボランティア団体が登録していますが、昨年度の研修では、「地震が起きたらどうする」という朗読劇の実施や、震災を経験した五城目町老人クラブとの交流など、有意義な経験をしました。市内の障害のある方々とともに、地元の道路清掃にも参加しました。

私たち民生委員は、様々な研修活動や毎月の地区定例会を通じて、地域の方々の身近な相談相手としての経験を積み重ねています。

これからも気軽に声をかけてくださればと思いながら、日々活動しています。

民生委員・児童委員に

関するお問い合わせは
にかほ市福祉事務所
☎ 32・3034